

扶桑町議会議案第 77 号

扶桑町情報公開条例の一部を改正する条例について

扶桑町情報公開条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

愛知県丹羽郡扶桑町長 鯖 瀬 武

提案理由

情報公開の決定の期限等を整理するため、条例を改正したいので提案します。

扶桑町情報公開条例の一部を改正する条例

扶桑町情報公開条例（昭和 6 2 年扶桑町条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「決裁、閲覧等の手続が終了し」を「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして」に改める。

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 2 実施機関は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開の請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めるものとする。この場合において、実施機関は、公開の請求をした者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

第 7 条第 1 項中「速やか」を「公開の請求があった日から起算して 1 5 日以内」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第 6 条第 2 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

第 7 条第 2 項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 3 0 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開の請求をした者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（公開決定等の期限の特例）

第 7 条の 2 公開の請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開の請求があった日から起算して 4 5 日以内にそのすべてについて公開の決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開の請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開の決定等をし、残りの公文書については、相当の期間内に公開の決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、公開の請求をした者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について公開の決定等をする期限

第10条の次に次の1条を加える。

(公文書の存否に関する情報)

第10条の2 公開の請求をした者に対し、当該公開の請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開の請求を拒否することができる。

附 則

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の扶桑町情報公開条例第6条の規定によりされている公文書の公開の請求は、なお従前の例による。

扶桑町情報公開条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(定義) 第2条 (略) 2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）であって、<u>当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が管理しているものをいう。</u> (公文書の公開の請求方法) 第6条 (略) <u>2 実施機関は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開の請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めるものとする。この場合において、実施機関は、公開の請求をした者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。</u> (公文書の公開の請求に対する決定等) 第7条 実施機関は、前条の規定による請求があったときは、<u>公開の請求があった日から起算して15日以内</u>に公開の可否を決定しなければならない	(定義) 第2条 (略) 2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）であって、<u>決裁、閲覧等の手続が終了し、実施機関が管理しているものをいう。</u> (公文書の公開の請求方法) 第6条 (略) (公文書の公開の請求に対する決定等) 第7条 実施機関は、前条の規定による請求があったときは、<u>速やかに</u>公開の可否を決定しなければならない。

新	旧
ない。<u>ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</u> 2 <u>前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開の請求をした者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</u> 3～6 (略) <u>(公開決定等の期限の特例)</u> <u>第7条の2 公開の請求に係る公文書</u> <u>が著しく大量であるため、公開の請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて公開の決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開の請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開の決定等をし、残りの公文書については、相当の期間内に公開の決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開の請求をした者に対し、次に掲げる事項を書</u>	2 <u>実施機関は、公開請求に係る行政情報が複雑であったり、又は特定することが困難である等の理由により速やかに公開の可否を決定することができないときは、請求のあった日の翌日から起算して14日以内に公開の可否を決定するものとする。</u> 3～6 (略)

新	旧
<u>面により通知しなければならない。</u> <u>(1) 本条を適用する旨及びその理由</u> <u>(2) 残りの公文書について公開の決定等をする期限</u> <u>(公文書の存否に関する情報)</u> <u>第10条の2 公開の請求をした者に対し、当該公開の請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開の請求を拒否することができる。</u>	